

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学研究データ管理ポリシー解説

令和8年3月14日制定
(令和8年9月12日改正)

第1 本ポリシー策定の目的

本法人の研究活動に従事する研究者の主体的な研究活動を最大限に尊重した上で、本法人の研究活動における研究データの取扱いに関する基本方針を定め、もって本法人の基本理念の実現に寄与することを目的とする。

- ・ 本ポリシーは、本学の基本理念の下に、本学における研究データの基本的な取扱いに関する方針を示すものである。
- ・ 科学研究におけるデータの信頼性を保証し、研究不正の疑義から研究者を守るためには、①データが適切な手法に基づいて取得されたこと、②データの取得にあたって意図的な不正や過失によるミスが存在しないこと、③取得後の保管が適切に行われてオリジナリティ（原本の状態）が保たれていることが必要とされる。このように、データ管理は研究活動に欠かせない要素である。また、研究の内容やその専門性によって研究活動やデータ管理の手法は多様であり、それらは尊重されるべきである。それら前提に立ち、研究公正（公正性、誠実さ、高潔さ）やオープンサイエンス^{*}の観点から、研究データ管理ポリシーを定める。

^{*}データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開するオープン・アンド・クローズ戦略に基づき、新しいサイエンスの進め方（研究データの公開・利活用を念頭に置いた研究データ管理）が求められている。

第2 定義

1 研究者

本ポリシーにおける「研究者」とは、本法人における研究活動に従事する全ての教職員、学生等をいう。

2 研究データ

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本法人の研究活動の過程で研究者によって取得・収集・生成された情報、またはそれに付随する活動によって生成された情報をいう。

3 研究データ管理

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、研究者によるデータの取得、収集から保存、公開、利活用等までのデータライフサイクルの各段階におけるデータの管理をいう。

2-1 研究者

- ・ 本法人における研究活動に従事する全ての教職員や学生等には、研究活動全般を

主導・管理する研究者（P I）だけではなく、研究活動の過程で研究データを取り扱う研究支援者（例：R Aなどの有期雇用職員）も含まれ、それらの者も、各自の役割等に応じて研究データ管理を行うことが求められる。

- ・ 本法人以外の研究機関や民間企業等に所属する者であっても、本法人に所属する立場を得て研究活動に従事する者（例：客員共同研究員、派遣職員など）は、本ポリシーにおける研究者に含まれる。
- ・ 学生は、学費を支払いその対価として教育や研究指導を受ける立場にあり、こうした義務が当然に課せられるわけではないが、研究指導者はそれを念頭に置きつつも、学生を指導することが求められ、学生はそれに従うことが求められる。

2－2 研究データ

- ・ 研究活動を通じて取り扱う研究素材となる一次データ、中間過程で生まれる二次データ、研究成果の根拠データ（エビデンスデータ）、キュレーション等がなされた整理データなどがあるが、これらを問わないデータ全般※をいう。

※事務作業によって生成されるデータ（会議録など）や学生が教育を受ける上で取得・収集または生成したデータ（レポートなど）は除く

①一次データ	研究対象から新規に収集・生成されたオリジナルの研究データ（生データ）
②二次データ	一次データを活用した研究データ（加工データ、解析・分析データなど）
③根拠データ	研究成果の主張を支え、もしくはその再現性を担保するデータ
④整理データ	研究者やデータキュレーターなどによって、データの公開・利活用のために整えられたデータ

（データ例）

測定データ、試験データ、調査データ、臨床データ、検査データ、実験ノート、フィールドノート、メディアコンテンツ、プログラム、標本、史資料、アンケート表、同意書、発表・講演資料など

（データの種類例）

紙媒体、電子データ（PC、スマートフォン、タブレットなどのコンピューターで取り込めるデータ）、メディアデータ（文字・音声・画像・プログラム・映像・E-Mail など情報を伝える媒体、CD、DVD、USB、SD カード等）など

- ・ 形態としては、数値、画像、テキスト、音声など、あらゆる形態が含まれる。

2－3 研究データ管理

- ・ 研究データ管理は、データの取得・収集、生成、解析、加工、保存、共有、公開、利活用等の研究活動の各段階において行われなければならない。
- ・ 研究者は、研究計画の策定段階で研究データ管理計画（DMP:Data Management Plan）を策定し、倫理審査委員会の審査を受けるものとする。研究データ管理計画には、

具体的な研究データ管理の方法のほか、個人情報の取扱い、匿名化の方針、データ保存場所と期間、公開方針を明確に記載する。

- ・ どの範囲までを本ポリシーの適用範囲とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なるため、他機関所属の研究者と協議し、研究データの管理者を定めた上で、当該管理者が決定する。

第3 研究者の責務

研究者は、研究実施前に策定される研究データ管理計画に沿って、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守の上、各学問領域において要求される倫理や規範に従い、研究データを適切に取得、収集、保存、管理し、公開及び利活用に努める。ただし、第三者の権利及び法的利益を害する場合はこの限りではない。

研究活動におけるデータライフサイクルを開始するにあたり、研究代表者は研究開始後のデータの取扱いを定めた研究データ管理計画を研究開始前に策定し、その計画に沿ってデータを管理しなければならない。

(1) 研究データの取得、収集、保存、管理

- ・ 取得・収集、さらに解析や加工されるデータは、データ共有^{※1}・公開^{※2}・利活用を見据えて、知的財産法や個人情報保護法をはじめ、関連する法令等を遵守することや、FAIR (Findable, Accessible, Interoperable, Reusable) 原則に則りデータ来歴を明らかにした上で保存する必要がある。

※1 限定された利用者によりのみ利用を許可することをいう (Share)

※2 不特定多数の利用を許可することをいう (Publish)

- ・ 研究データを公開する場合は、適切なメタデータを付加すること、研究データ管理計画に、どのような目的で、誰に対して公開するのかを明記すること、企業等との共同研究情報など秘密保持が課されている内容でないか確認することとする。当該研究データが、個人情報保護法の対象となる場合は、匿名加工情報と仮名加工情報の2つの選択肢があることに留意する。

(匿名加工情報)

個人を識別できる記述等を削除し、他の情報と照合しても個人を識別できないように加工された情報。匿名加工情報を作成した事業者は、含まれる情報の項目を公表する義務を負い、作成元となった本人を識別する目的での照合は厳しく禁止されている。匿名加工情報は、第三者への提供が法的に認められている。

(仮名加工情報)

個人を識別できる記述等を削除し、他の情報と照合しない限り個人を識別できない情報。匿名加工情報よりも加工の程度が緩やかであるため、データとしての有用性を比較的保ちやすいという利点がある。しかし、作成元となった本人を識別するための照合行為は禁止されており、第三者への提供も制限される。

- ・ 研究終了時（異動・退職を含む）は、「研究試料・情報の保存・開示等に関する指針」や「研究データ管理計画」を参照し、分類（「保存する研究データ」、「破棄する研究データ」など）・保存し、保存期間終了後には適切な処理を行う。
- ・ 本学への採用・入学時に、採用・入学前に利活用していた研究データを持ち込む場合にも、「研究試料・情報の保存・開示等に関する指針」を参照するものとする。

(2) 研究データの公開、利活用

- ・ オープンサイエンス推進の観点から、FAIR 原則に従い、研究データは可能な範囲で公開することが求められる。ただし、関連する法令等、オープン・アンド・クローズ戦略（国益や大学の利益に繋がる財産的価値のある成果物の保護、分野の特性など考慮した戦略）等に留意しなければならない。
- ・ 研究者は個別の状況（データ処理が不完全なデータや公開によって間違った結果が発表される可能性があるデータ、二次利用が認められていないデータなど）に応じて、データの公開について判断する必要があるとともに、データの利活用を見据えて、データの信頼性、相互運用性、正確性、機械可読性、トレーサビリティなどの側面にも注意を払い、それぞれの確保に努めなければならない。
- ・ 本学の「オープンアクセスポリシー」や「研究試料・情報の保存・開示等に関する指針」に従い、本学の持つ機関リポジトリを用いるか、それ以外のシステムを用いるかのいずれかを選択して公開する。機関リポジトリ以外のシステムを用いる場合は、システムの信頼性、永続性、公共性に配慮する。その場合にも、当該研究データの所在情報（当該研究データが所在する識別子等）を機関リポジトリに登録することを推奨する。

第4 大学の責務

本法人は、研究データ管理を支援する環境の整備を推進する。

本法人は、研究公正委員会（委員長：理事長が指名する理事）を設置し、以下の事項に関して、関係部署と連携し、研究データ管理を支援する環境の整備を図る。

- (1) 適切な研究データ管理を行うためのデータ管理プラットフォームを提供し、それらを公開するためのデータ公開プラットフォームを提供する（教務課、図書館）
- (2) 研究データの管理に関して啓発し、研究データ管理計画作成の支援など研究者に必要な支援を行う（教務課、図書館）
- (3) 法および倫理的要件を満たすべき研究データの使用に当たって、必要な支援を行う（教務課）
- (4) 研究データの利活用を促進するため、成果公開（学術論文文化及び発信）、共同研究や産学連携等に必要な支援を行う（教務課、図書館）

第5 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

社会状況や学術状況の変化あるいは個々の分野における法および倫理的要件などを尊重し、適宜本ポリシーの見直しを行う（教務課）

参考文献

- ・ 大学 ICT 推進協議会（AXIES）「大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン」（2021 年 7 月 1 日発行）
- ・ 内閣府統合イノベーション戦略推進会議「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（2-4. 研究データの公開・共有の考え方）（2021 年 4 月 27 日）
- ・ 「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書ー研究データ基盤整備と国際展開に関する戦略ー」（令和元年 10 月）

研究データ管理計画

- ・ 統合イノベーション戦略推進会議「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」
- ・ 日本学術振興会「科研費における研究データの管理・利活用について」
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針ガイドライン」
- ・ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて」
- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン 2.1 版」

関連する法規・学内規則（例）

（法規）

- ・ 特許法
- ・ 著作権法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 外国為替及び外国貿易法
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・ [外国とのやりとりがある場合] 外国の知的財産法や EU 一般データ保護規則などの個人情報の保護に関わる法規
- ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）

(学内)

- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の職務発明等に関する規程
- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学個人情報管理規則
- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学安全保障輸出管理規程
- ・ 静岡社会健康医学大学院大学における公正な研究活動の推進に関する規程
- ・ 研究試料・情報の保存・開示等に関する指針
- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学オープンアクセスポリシー
- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学営業秘密管理規程（今後制定）
- ・ 外部機関との秘密保持契約（NDA）、成果有体物移転契約（MTA）、外部事業者からデータを入手する際のサービス利用規約等

FAIR 原則

・ データの共有・公開時に考慮すべき原則として世界で広まっており、FAIR は「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略。

(出所)

FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016)

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>

NBDC 研究チーム(訳), “FAIR 原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）” (2019)